

三木市記者発表資料（令和7年7月30日発表）			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
総務部 総務課	課長 中西進 (内線 2440)	人事係	0794-82-2000 (内線 2442)

タイトル																					
懲戒処分公表																					
説明文																					
三木市は、令和7年7月30日付けで、地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を行いました。 1. 事務処理不適正に係る処分 <table> <tr> <th>項目</th><th>内 容</th></tr> <tr> <td>所属部署</td><td>都市整備部 都市政策課 主事（行為当時） 産業振興部 農地整備課 主事（現在）</td></tr> <tr> <td>役職名</td><td>主事</td></tr> <tr> <td>年齢及び性別</td><td>33歳 男性</td></tr> <tr> <td>処分の理由</td><td> 当該職員が都市整備部都市政策課の所属であった令和5年度から令和6年度にかけて、公園占用料を請求する事務処理において、上司である課長と課長補佐から再三にわたり処理を促されていたにもかかわらず、事務処理を怠った結果、対象件数9件、金額1,609,660円が未徴収となっていた。 このことは職務怠慢であり、全体の奉仕者たる公務員として、市民の信頼を裏切り、公務の信用を著しく損なう行為であるため、地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号の規定により処分する。 </td></tr> <tr> <td>処分内容</td><td>戒告（懲戒処分）</td></tr> <tr> <td>処分年月日</td><td>令和7年7月30日</td></tr> </table> 2. 上記案件の管理監督不適正に係る処分 <table> <tr> <th>被処分職員</th><th>内容</th></tr> <tr> <td>都市整備部 都市政策課 課長 55歳 男性</td><td>厳重注意</td></tr> <tr> <td>都市整備部 都市政策課 課長補佐 50歳 男性</td><td>厳重注意</td></tr> </table> 3. 今後の対応 このたびの事務処理不適正に係る事案は、公務員としての自覚、規律ある行動、法令遵守等をないがしろにする行為として、極めて遺憾であり、深くお詫び申し上げます。 常に公務員としての自覚を持ち、真摯に業務に従事するよう改めて指導し、市民の皆様の信頼回復と再発防止に全庁をあげて努めてまいります。		項目	内 容	所属部署	都市整備部 都市政策課 主事（行為当時） 産業振興部 農地整備課 主事（現在）	役職名	主事	年齢及び性別	33歳 男性	処分の理由	当該職員が都市整備部都市政策課の所属であった令和5年度から令和6年度にかけて、公園占用料を請求する事務処理において、上司である課長と課長補佐から再三にわたり処理を促されていたにもかかわらず、事務処理を怠った結果、対象件数9件、金額1,609,660円が未徴収となっていた。 このことは職務怠慢であり、全体の奉仕者たる公務員として、市民の信頼を裏切り、公務の信用を著しく損なう行為であるため、地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号の規定により処分する。	処分内容	戒告（懲戒処分）	処分年月日	令和7年7月30日	被処分職員	内容	都市整備部 都市政策課 課長 55歳 男性	厳重注意	都市整備部 都市政策課 課長補佐 50歳 男性	厳重注意
項目	内 容																				
所属部署	都市整備部 都市政策課 主事（行為当時） 産業振興部 農地整備課 主事（現在）																				
役職名	主事																				
年齢及び性別	33歳 男性																				
処分の理由	当該職員が都市整備部都市政策課の所属であった令和5年度から令和6年度にかけて、公園占用料を請求する事務処理において、上司である課長と課長補佐から再三にわたり処理を促されていたにもかかわらず、事務処理を怠った結果、対象件数9件、金額1,609,660円が未徴収となっていた。 このことは職務怠慢であり、全体の奉仕者たる公務員として、市民の信頼を裏切り、公務の信用を著しく損なう行為であるため、地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号の規定により処分する。																				
処分内容	戒告（懲戒処分）																				
処分年月日	令和7年7月30日																				
被処分職員	内容																				
都市整備部 都市政策課 課長 55歳 男性	厳重注意																				
都市整備部 都市政策課 課長補佐 50歳 男性	厳重注意																				

4. 関係法令

○地方公務員法（抜粋）

第 29 条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 1 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 2 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 3 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合